

成年後見人の仕事と責任について

家庭裁判所は、申立人から推薦された候補者にとらわれず、
いろいろな事情を考慮して、成年後見人を選任します。
選任された成年後見人は、本人の意思を尊重して、
その心身の状態や生活状況に配慮しながら、
次のような仕事を行います。

後見人の仕事

生活・療養看護

- 本人の介護契約・施設入所契約・医療契約など、本人の身の上に関わる契約締結等の法律行為を本人に代わって行います。
- 本人の生活のために必要な費用を、本人の財産から計画的に支出します。

財産管理

- 本人の財産に損害を与えないように安全な方法で管理します。
- 遺産分割や賃貸借契約など、本人の財産に関する法律行為を本人に代わって行います。
- 本人の財産に損害を及ぼすような売買契約など、本人が行った法律行為を取り消すことができます。



生活・療養看護

まず、本人の財産、収入を把握し、医療費・税金などのきまった支出の概算をし、**療養看護の計画を立て、収支の予定を立てます。**

本人の療養看護は長期にわたることもありますので、中長期的展望に立って、最善の療養看護ができるように計画します。

財産管理

- 成年後見人選任の審判があった後、**1か月以内**に本人の財産を調査し、**財産目録等を作成**して、家庭裁判所に提出します。

- **本人の財産は、あくまでも本人のものであり、後見人や第三者のために使用できません。**

また、本人名義の財産を後見人個人の名義にすることはできません。

- 本人の財産に損害を与えないような安全な方法で管理します。

- **本人の財産から支出できるものは、本人の食費、被服費、医療費など、本人の生活に必要な費用のみ**です。後見人や親族の生活費、後見人や親族、知人への贈与や貸付は支出として認められません。

ただし、本人が扶養していた配偶者や未成年者の生活費や後見事務に必要な費用は支出できます。

- 本人の収入、支出について、**金銭出納帳を付け、領収書等の資料を保管**しなければなりません。また、一定期間ごとに収支のバランスがとれているか点検します。

- 本人の居住用不動産について、売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定などの処分をする場合には、家庭裁判所に「**居住用不動産の処分許可**」の申立てをする必要があります。

- 後見人と本人がお互いに遺産分割や賃貸借の当事者になるなど、利益が相反するときは、家庭裁判所に「**特別代理人選任**」の申立てをする必要があります。

後見人の 任務の終了

後見人の任務は、辞任、解任、後見開始審判の取消し、本人の死亡などにより終了します。そのときは、2か月以内に財産目録等を作成して家庭裁判所に報告します。

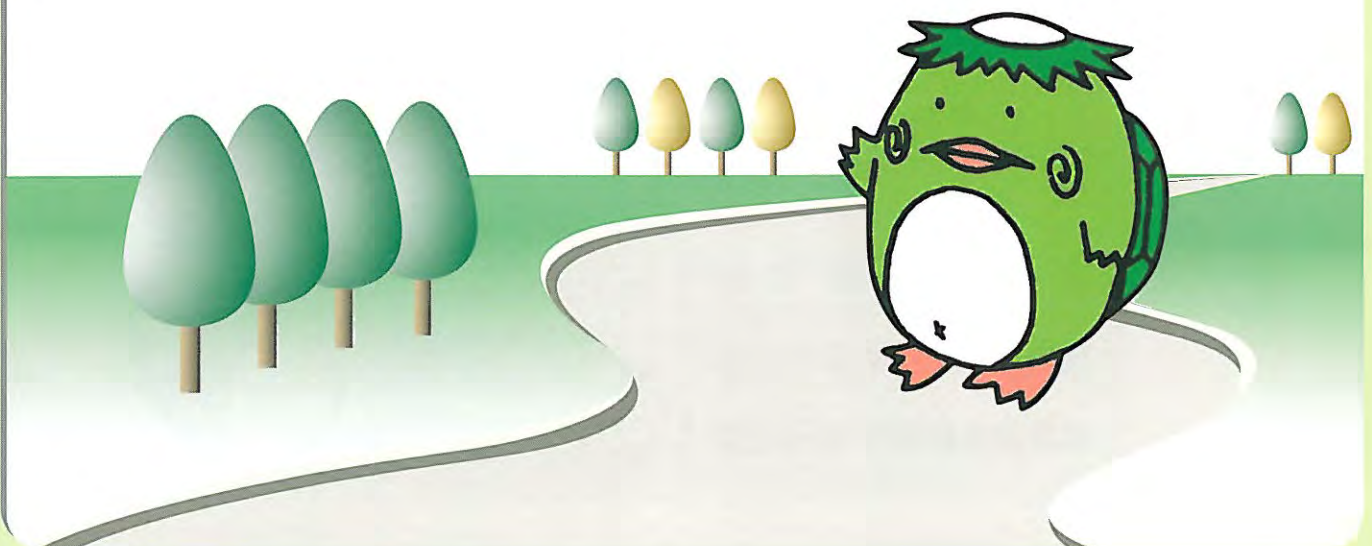
特に、本人が亡くなられた場合には、必ず家庭裁判所までご連絡ください。

後見人の 報酬付与

後見人の報酬は、「報酬付与」の申立てに対して家庭裁判所の審判があってはじめて認められます。本人の財産から後見人の判断で差し引くことは許されません。

家庭裁判所の 後見監督

家庭裁判所は、本人の利益が守られるように、後見の事務を監督します。そのため、定期的に、あるいは随時、後見の事務に関して報告を求めたり、調査をしますので、その際は必ず家庭裁判所の指示にしたがってください。



後見人の 責任

後見人は、法律に基づいて家庭裁判所によって選任され、家族といえども、本人に対して半ば公的な役割を担う責任があります。後見人として職務を遂行するにあたっては、法律の定めるところを守り、誠実に本人のために職務を果たしていただくことになります。

後見人としての注意義務に違反し、本人の財産などに損害が発生した場合は、その損害の賠償を求められます。また、後見人も辞めていただくことがあります。

さらに、本人の財産管理について不正な行為があった場合には、「業務上横領」として、刑事罰を受けることがあります。



〇〇新聞

後見制度悪用で弟を逮捕 保険金を着服

〇〇地検は2日、成年後見制度を悪用して、親族の死亡保険金約1500万円を着服したとして、業務上横領の疑いで兄の成年後見人であった弟を逮捕した。

鳥取家庭裁判所

〒680-0011 鳥取市東町2-223
電話 (0857) 22-2171

鳥取家庭裁判所 倉吉支部

〒682-0824 倉吉市仲ノ町734
電話 (0858) 22-2911

鳥取家庭裁判所 米子支部

〒683-0826 米子市西町62
電話 (0859) 22-2408